

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2009 年度税制改正**投資ファンドの税制に係る主な改正内容の詳細**

2009 年 3 月 27 日に「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が成立し、3 月 31 日に関連する政省令とともに交付されました。投資ファンドについては税制改正大綱が公表された時点のニュースレター(2008 年 12 月発行)でご紹介いたしましたが、本ニュースレターでは、交付された法律および政省令の内容に基づきご紹介いたします。

1. 組合型投資ファンドのPE課税の見直し

投資事業有限責任組合(外国におけるこれに類する組合を含む。以下「投資組合」)に出資を行う非居住者または外国法人たる組合員(以下「外国組合員」)で以下の(1)から(5)までの要件を満たすものは、国内に恒久的施設(permanent establishment、“PE”)を有しない外国組合員に該当する者とみなすこととされました(以下「PE 課税の特例措置」)。

- (1)投資組合の有限責任組合員であること
- (2)投資組合の業務を執行しないこと
- (3)投資組合の組合財産に対する持分の割合が25%未満であること
- (4)投資組合の無限責任組合員と特殊な関係のある者でないこと
- (5)国内に投資組合の事業以外の事業に係る恒久的施設を有しないこと

(2)に定める「業務執行」とは、当該組合契約に係る業務の執行、業務の執行の決定、業務執行または業務執行の決定についての承認、同意その他これらに類する行為をいうとされています。

(3)に定める「投資組合の組合財産に対する持分割合」は、以下のうちいずれか高い割合をいい、①または②の割合のいずれか一方でも25%以上である場合には、PE 課税の特例措置は適用されないことになります。

- ①外国組合員に係る特殊関係組合員の持分の割合を合計した割合
- ②外国組合員に係る特殊関係組合員の損益分配割合を合計した割合

上記でいう「特殊関係組合員」には、当該外国組合員と「特殊の関係にある者」のほか、「当該外国組合員が締結している組合契約に係る組合財産として投資組合財産に対する持分を有する者」が含まれます。「特殊の関係にある者」とは、親族や役員、50%超の資本関係等により直接および間接に支配する関係にある者そのほか一定の関係にある者(以下「特殊の関係にある者」)をいいます。

上記の要件を満たす外国組合員が PE 課税の特例措置の適用を受けるにあたっては、外国組合員は、適用を受けようとする旨、氏名または名称および住所その他財務省令で定める事項を記載した書類(以下「特例適用申告書」)等を投資組合事業から生ずる利益の配分の取り扱いをする者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。本規定は、投資組合契約の締結の日から継続して上記に掲げる要件を満たしている場合に限り、その提出日以後の期間について適用がなされます。外国組合員は、特例適用申告書の記載内容に変更がある場合には、変更申告書の提出の必要があり、組合事業から生ずる国内源泉所得の明細、その他財務省令で定める事項を記載した書類の提出も求められています。

2. 外国組合員に係る事業譲渡類似課税の特例

国内に恒久的施設を有しない外国組合員が、以下いずれかの要件を満たす投資組合(以下「特例適用投資組合等」)を通じて一定の株式または出資の譲渡を行う場合、いわゆる事業譲渡類似課税に特例が設けられ、当該課税の判定単位は、組合単位ではなく、組合員単位で判定されることとなります。

- (1) 上記 1.の PE 課税の特例措置の適用を受ける投資組合、または
- (2) (1)以外の投資組合(国内に恒久的施設を有しない外国組合員が、以下すべての要件を満たす場合に限り)
 - ① 投資組合の有限責任組合員であること
 - ② 投資組合の業務を執行しないこと

本特例の適用は、譲渡事業年度終了の日以前3年内のいずれの時においても、外国組合員に係る特殊関係株主等が、発行済株式または出資の総数または総額の25%以上を所有していなかった場合に限り適用され、なお、所有割合の算定上、特例適用投資組合等の他の組合員は除かれます。

特例適用投資組合等の組合財産として取得した日の翌日から1年未満の株式または出資の譲渡、および預金保険機構から特例適用投資組合等の組合財産として取得する特別危機管理銀行の株式に該当するものの譲渡には本特例の適用はありません。

事業譲渡類似課税の特例は、国内に恒久的施設を有しない外国組合員が本適用を受けようとする旨、その者の氏名または名称および住所その他一定の事項を記載した書類等を納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り、適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com	
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	